

①

承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換に伴い取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名
 ()

別表十三(九) 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業計画が認可された日		1	平 . .	交換取得	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		
交換譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	2		圧縮限度額を交換取得差額とし、交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	譲渡直前の帳簿価額(8)	14		
	同上の資産の取得年月日	3	昭平 . .		交換取得資産の価額(11)	15		
	譲渡した資産の所在地	4			交換取得資産とともに取得した交換差金の額	16		
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル		交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17		
	譲渡直前の帳簿価額	6	円		圧縮限度額 $(15) - (17)$	18		
	譲渡に要した経費の額	7			圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19		
計 (6) + (7)		8		交換ととも	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20		
交換取得資産の明細	取得した資産の種類	9		圧縮限度額を支出した場合	交換取得資産の価額(11)	21		
	取得した資産の所在地	10			交換譲渡資産の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額(8)	22	
	取得資産の価額	11	円		交換とともに支出した交換差金の額	23		
	取得した土地等の面積	12	平方メートル		計 (22) + (23)	24		
					圧縮限度額 $(21) - (24)$	25		
				圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26			

別表十三（九）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第65条の15（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の85の2（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。